

平成22年12月14日

日本年金機構

年金事務所段階における記録回復の状況について

1. 年金事務所段階における記録回復件数(全国) 1
2. 国民年金に係る短期間の申立て及び脱退手当金に係る申立てについての年金事務所段階での記録回復状況 3
3. 第三者委員会への送付後に年金事務所段階における記録回復基準に該当することが判明した事案 4

1. 年金事務所段階における記録回復件数

	合計	厚生年金						国民年金						
		計	遡及訂正事案				脱退手当金 21年12月・ 22年4月の 基準	計	20年4月の基準				21年12月の基準	
			20年12月 の基準等	21年12月 の基準	①、②の 同僚事案	あっせん事案 の同僚事案			①	②	③	④	⑤	⑥
			①	②	③	④			⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
21年12月末 (累計)	1,731	996	505	-	210	281	-	735	14	24	5	692	-	-
22年10月末 (累計)	3,164	1,987	613	267	478	586	43	1,177	19	35	11	1,059	45	8
21年12月末 件数との差	+1,433	+991	+108	+267	+268	+305	+43	+442	+5	+11	+6	+367	+45	+8

<厚生年金>

- ① 20年12月の基準(全喪日以後の遡及訂正事案であって、給与明細等があるもの)及び21年5月の基準(同年12月から②の基準に移行)
- ② 21年12月の基準(6.9万件該当の従業員事案)

<国民年金>

- ① 20年4月の基準(確定申告書(控)によるもの)
- ② 20年4月の基準(家計簿によるもの)
- ③ 20年4月の基準(預貯金通帳等によるもの)
- ④ 20年4月の基準(1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度))
- ⑤ 21年12月の基準(1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度・過年度問わず))
- ⑥ 21年12月の基準(2年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度・過年度問わず))

(注)上記の記録回復件数は、加入者の場合、年金事務所等で記録回復を行い、ご本人に通知を行った件数であり、受給者の場合、ご本人から再裁定の申出をいただいた上で、年金事務所等で記録回復を行い、ご本人に通知を行った件数である。

【参考】

年金事務所段階における記録回復件数(月別)

	合計	厚生年金						国民年金						
		計	遡及訂正事案				脱退手当金 21年12月・ 22年4月の 基準	計	20年4月の基準				21年12月の基準	
			20年12月 の基準等	21年12月 の基準	①、②の 同僚事案	あっせん事案 の同僚事案			①	②	③	④	⑤	⑥
			①	②	③	④			⑤	①	②	③	④	⑤
22年1月	154	147	1	9	31	105	1	7	0	0	0	6	0	1
22年2月	80	62	7	18	26	10	1	18	1	0	0	14	3	0
22年3月	130	85	28	24	14	19	0	45	0	0	0	36	9	0
22年4月	94	65	11	27	17	8	2	29	0	1	2	26	0	0
22年5月	138	82	20	26	22	13	1	56	0	1	2	47	6	0
22年6月	167	128	10	49	44	23	2	39	0	2	0	30	4	3
22年7月	146	99	9	40	36	8	6	47	0	2	0	38	6	1
22年8月	154	83	7	26	27	18	5	71	1	0	2	61	5	2
22年9月	164	114	6	33	29	37	9	50	3	0	0	37	10	0
22年10月	206	126	9	15	22	64	16	80	0	5	0	72	2	1
22年1月～10月 合計	1,433	991	108	267	268	305	43	442	5	11	6	367	45	8

<厚生年金>

- ① 20年12月の基準(全喪日以後の遡及訂正事案であって、給与明細等があるもの)及び21年5月の基準(同年12月から②の基準に移行)
- ② 21年12月の基準(6.9万件該当の従業員事案)

<国民年金>

- ① 20年4月の基準(確定申告書(控)によるもの)
- ② 20年4月の基準(家計簿によるもの)
- ③ 20年4月の基準(預貯金通帳等によるもの)
- ④ 20年4月の基準(1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度))
- ⑤ 21年12月の基準(1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度・過年度問わず))
- ⑥ 21年12月の基準(2年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度・過年度問わず))

(注1)上記の記録回復件数は、加入者の場合、年金事務所等で記録回復を行い、ご本人に通知を行った件数であり、受給者の場合、ご本人から再裁定の申出をいただいた上で、年金事務所等で記録回復を行い、ご本人に通知を行った件数である。

(注2)上記の各月の記録回復件数は、前月末までの累積件数として報告のあったものと当月末までの累積件数として報告があったものとの差分を計上している。

2. 国民年金に係る短期間の申立て及び脱退手当金に係る申立てについての年金事務所段階での記録回復状況【速報値】＜平成22年5月以降＞

1. 国民年金に係る短期間の申立て

	対象となる申立て (注)	年金事務所段階での記録回復			
		年金事務所段階での記録回復	第三者委員会へ送付	本人による申立ての取下げ等	内容確認中
22年5月から10月末まで	3,857	325	2,906	118	508

(注)「対象となる申立て」:

- ・ 平成22年4月以前に提出され、同年4月末時点で処理未了の年金記録確認の申立て
- ・ 平成22年5月以降に提出された年金記録確認の申立てのうち、国民年金に関するものであって、申立期間が1つであり、かつ2年以下であるもの

2. 脱退手当金に係る申立て

	対象となる申立て (注)	年金事務所段階での記録回復			
		年金事務所段階での記録回復	第三者委員会へ送付	本人による申立ての取下げ等	内容確認中
22年5月から10月末まで	4,769	39	1,075	52	3,603

(注)「対象となる申立て」:

- ・ 平成22年4月以前に提出され、同年4月末時点で処理未了の年金記録確認の申立て
- ・ 平成22年5月以降に提出された年金記録確認の申立てのうち、脱退手当金に関するもの

3. 第三者委員会への送付後に年金事務所段階における記録回復基準に該当することが判明した事案について
 (平成22年1月から10月までの件数<速報値>)

		厚生年金			国民年金							
		計	遡及訂正事案		脱退手当金	計	20年4月の基準				21年12月の基準	
			20年12月 21年12月 の基準等	あっせん事案 の同僚事案	21年12月 22年4月 の基準							
			①	②	③		①	②	③	④	⑤	⑥
判明した事案数		83	35	31	17	48	0	1	0	29	17	1
(内訳)	該当する記録回復基準の 設定前に送付したもの	18	7	0	11	9	0	0	0	0	9	0
	上記以外の理由によるもの	65	28	31	6	39	0	1	0	29	8	1

<厚生年金>

- ① 20年12月の基準(全喪日以後の遡及訂正事案であって、給与明細等があるもの)、21年5月の基準(同年12月から21年12月基準に移行)及び21年12月の基準(6.9万件該当の従業員事案)

<国民年金>

- ① 20年4月の基準(確定申告書(控)によるもの)
 ② 20年4月の基準(家計簿によるもの)
 ③ 20年4月の基準(預貯金通帳等によるもの)
 ④ 20年4月の基準(1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度))
 ⑤ 21年12月の基準(1年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度・過年度問わず))
 ⑥ 21年12月の基準(2年以下の未納期間に対する申立てによるもの(現年度・過年度問わず))

【参考】

第三者委員会への送付後に年金事務所段階における記録回復基準に該当することが判明した事案(該当する記録回復基準の設定前に送付したものを除く)について

		厚生年金(65件)			国民年金(39件)	計
		遡及訂正事案 (28件)	あっせん事案の 同僚事案(31件)	脱退手当金 (6件)		
「記録回復可否確認票」を作成したが、確認結果に誤りがあった		8件	15件 [7件]	2件	4件	29件 [21件]
「記録回復可否確認票」を作成しなかった		20件	16件 [6件]	4件	35件	75件 [65件]
「記録回復可否確認票」を作成しなかった理由	基準があることを知らなかった	1件	0件	1件	3件	5件
	基準に該当しないと誤認した	19件	9件 [3件]	2件	23件	53件 [47件]
	詳細不明等	0件	7件 [3件]	1件	9件	17件 [13件]

(注) []内は、第三者委員会への送付時に、機構本部(又は社会保険庁本庁)作成の「同僚リスト」が年金事務所(又は社会保険事務所)に到達していなかったケースを除いた件数。